

【位置付け】 兵庫県の区域における国土(県土)の利用に関して基本的事項を定める計画であり、県内市町の国土利用計画及び県土地利用基本計画の基本となるもの(国土利用計画法第7条)

【内容】 県土利用に関する基本構想(基本方針、基本方向等)、県土の利用区分ごとの規模の目標等

【策定のポイント】 本格的な人口減少下における県土の適切な利用・管理のあり方を構築し、より安全で豊かな県土を実現していく必要があることから、第五次全国計画が平成27年8月に策定されたことを踏まえ、本県の関連諸計画(農林水産ビジョン、環境基本計画、都市計画区域マスタープラン等)との整合を図りつつ、県土利用を取り巻く社会経済状況の変化を反映して策定する。特に今後の県政推進における具体的施策の方向性を示した兵庫地域創生戦略(H27.10策定)の考え方をベースに、県土利用の観点から「兵庫の強みを活かした適切な県土利用」を基本方針の一つとし、兵庫らしい地域創生に資する。

I 県土利用に関する基本構想 (1/2)

【計画期間】 H29～37

県政の具体的施策の方向性 地域創生の実現に向けた基本目標 (県土利用にかかもの)

兵庫地域創生戦略  
(平成27年10月策定)

- ◆人口対策
  - 地域に根ざした産業を振興する
  - 人や企業・資本が流入する兵庫をつくる
  - 個性あふれる「ふるさと兵庫」をつくる
- ◆地域の元気づくり
  - 兵庫の産業競争力を強化する
  - 住みたい地域をつくる
  - まちの賑わいを創出する
  - 県土空間の安全・安心を高める

1. 県土利用をめぐる基本的条件

- 【ア 本格的な人口減少社会の到来】
- ①本県は既に人口減少社会
  - ②高齢者人口の増加と高齢化率の上昇
  - ③空き家等の増加・荒廃、疎住化の進行
  - ④都市機能や公共交通サービス等暮らしの利便性や効率性の低下

2. 本計画の取り組むべき課題

- 【ア 人口減少による県土管理水準等の低下への対応】
- ・県土の適切な利用・管理を通じた県土を荒廃させない取組の推進
  - ・生活や生産水準の維持・向上に結びつく、土地の有効・高度利用の推進
- <問題点>
- 農地水路**
    - ・高齢化等に伴う、耕作放棄地の拡大、農地・水路の保全管理水準の低下
    - ・担い手への農地集積・集約は進むものの、依然として小規模な兼業農家が多数
  - 森林**
    - ・需要拡大が見込まれない新築住宅用木材
    - ・間伐等の管理が行われない森林の存在
  - 住宅地**
    - ・地方都市の中心市街地での人口・世帯数減少による都市機能や公共交通サービスの低下
    - ・市場に流通していない空き家等が増加
    - ・郊外型住宅団地で、高齢化や人口減少が急速に進展
  - 工業用地**
    - ・企業の事業縮小や海外への生産拠点移転等による工場閉鎖に伴う不適切な跡地管理が増加
  - その他の宅地**
    - ・人口密度の低下や大規模集客施設の郊外への立地等による中心市街地の衰退

適切な県土の利用・管理

【イ 自然環境等の悪化】

- ①地球温暖化等による異常気象や大規模災害の増加
- ②野生鳥獣被害の拡大
- ③原発停止に伴う温室効果ガス排出量の増加
- ④大規模太陽光発電施設の急増
- ⑤身のまわりの景観の変化・混乱

【イ 自然環境等の悪化への対応】

- ・自然環境と調和した持続可能な経済社会システムの構築
  - ・里地里山の適切な管理・利活用
  - ・うるおいある快適で豊かな環境の保全、再生、創出
  - ・景観資源の活用による交流や観光振興を通じた地域活力の向上
- <問題点>
- 森林河川**
    - ・気候変動による水害・土砂災害の頻発化・激甚化
    - ・開発等による生物多様性への影響が深刻化・顕在化
  - 農地森林**
    - ・野生鳥獣の生息域拡大に伴う新たな地域での被害発生
    - ・優良農地以外の農地や森林等への太陽光発電施設設置の急激な増加による自然環境等への影響
  - 宅地**
    - ・景観に悪影響を及ぼす空き地・空き施設の増加

自然環境等の保全・再生・活用

【ウ 災害に対して脆弱な県土】

- ①南海トラフ地震等の発生懸念
- ②管理不足の森林等での甚大な被害発生懸念
- ③土砂災害警戒区域等の危険箇所が多く存在
- ④阪神・淡路大震災等の経験により、安全・安心に対する県民の意識向上

【ウ 災害に対して脆弱な県土の強靱化】

- ・災害発生リスクの高い区域等の土地利用を適切に制限
  - ・被害を最小化する「減災」の考え方に基づいたレジリエンス(強靱さ・しなやかさ)の確保
  - ・総合的な治水対策や適正な森林管理の推進
- <問題点>
- 森林河川**
    - ・気候変動による水害・土砂災害の頻発化・激甚化(再掲)
    - ・適切な管理が未実施の森林では、林床植生の衰退等により水源涵養や土砂流出防止機能が低下
  - 住宅地**
    - ・防災性の向上が必要な密集市街地の存在
  - その他**
    - ・沿岸域における津波災害リスクの高い地域の存在
    - ・社会基盤施設の老朽化

災害に強い県土空間の実現

3. 県土利用の基本方針 ～兵庫らしい地域創生に取り組むために～

(ア) 兵庫の強みを活かした適切な県土利用

- ①県土空間の安全・安心を高める県土利用
  - ・大規模な自然災害からの創造的復興の経験を活かして、ハード・ソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施し、巨大地震や津波災害の被害を最小化
  - ・緊急性の高い箇所における土砂災害対策や災害に強い森づくり、「ながす」「ためる」「そなえる」を組み合わせた流域全体での「総合治水」の取組を進め、風水害による被害を最小化
  - ・経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの初ワーク化、都市の耐震化・不燃化
  - ・交通、エネルギーやライフライン等社会基盤施設の多重性・代替性の確保と強靱化
  - ・農地の保全管理と、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上
- ②住みたい地域、個性あふれる「ふるさと兵庫」をつくる県土利用
  - ・生物多様性の確保や、人と野生動物との調和のとれた共存など、自然環境を保全・再生・活用
  - ・社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンinfraなどの取組を推進
  - ・環境先進県・兵庫として、温室効果ガスの排出の少ない社会構造を実現
  - ・「多自然居住」、「二地域居住」など、地域と地域の交流や連携を促進
  - ・地域の個性ある美しい自然景観の保全、再生、創出と、これらを活用した魅力ある地域づくり
- ③産業競争力を強化し、人や企業・資本が流入する兵庫をつくる県土利用
  - ・先端科学技術基盤の産業利用による新技術・製品の開発促進
  - ・三大都市圏からの本社機能の移転や既存企業が行う県内拠点の維持・拡張等の支援、グローバル企業の立地促進
  - ・食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
  - ・農業の競争力強化に向けた生産基盤の整備・保全や農業の担い手への農地集積・集約
  - ・農業者を迎えた人工林の利活用のため、新たな木材需要を開拓
- ④まちの賑わいを創出する県土利用
  - ・県内各地域における優れたまちなみ景観、歴史、文化を活かし、まちとしての魅力の向上や地域間交流の促進による活性化
  - ・産業、医療・福祉、商業等の諸機能において役割分担し、相互に連携することによる持続可能な県土構造の実現
  - ・低・未利用地や空き家等の未利用資産を有効活用すること等による、地域の活力向上と土地利用の効率化
  - ・誰もが安心して暮らし、元気に活動できるエンバール社会の実現
- ⑤地域に根ざした観光・ツーリズムを振興する県土利用
  - ・都市部と農村部の交流を図るグリーンツーリズムや、世界遺産や日本遺産など歴史的景観や優れたまちなみ等によるオジジリティー等をもった滞在・体験型ツーリズムの展開
  - ・多様な国・地域から外国人旅行者を誘致するためのデスティネーション(旅行目的地)としての兵庫の魅力を直接海外に発信し、兵庫を訪れる外国人旅行者の安全・安心・快適な受け入れ基盤を整備
  - ・観光資源をネットワーク化した長期滞在型の広域観光周遊ルートの形成

(イ) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

- ・自然と調和した防災・減災の促進、空き家等の未利用資産の有効活用による地域活力の向上など、複合的な効果をもたらす施策を推進
- ・適切な管理を続けることが困難な土地については、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生など最適な県土利用を選択

(ウ) 多様な主体の参画と協働による県土マネジメント

- ・地域の多様な主体の「参画と協働による県土マネジメント」を推進
- ・所有者が管理・利用できない場合は、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討

(1) 地域類型別の基本方向

- ア 都市地域**
- ・市街地における都市機能の更新・充実、低・未利用地や空き家等の有効活用、土地の高度利用や必要に応じた集約などによる土地利用の効率化を図るほか、市街化調整区域における地域の実情に応じた開発許可制度の弾力的運用等
  - ・「ながす」「ためる」「そなえる」を組み合わせ合わせた総合治水対策、防潮水門の耐震化等による津波対策、基幹道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消等による災害に強い都市構造の形成
  - ・資源・エネルギー利用の効率化等により、環境負荷の小さい都市を形成
  - ・コンパクト社会づくりや都市機能を高める“ひょうご都市プラントづくり”
- (大都市圏)**
- ・広域的な都市間交流・連携と高度で多様な都市機能の強化により地域経済の牽引拠点を形成
  - ・国際競争力強化の観点から、必要な業務機能集積のための土地の有効・高度利用と海外からも人や企業を呼び込む魅力ある都市空間の形成
  - ・既存住宅ストックの活用等による移住・定住の促進
  - ・まちなみ景観の確保
  - ・密集市街地の改善など、安全性や生活環境の向上
- (準大都市圏)**
- ・大都市圏と連携し、高度な都市機能の維持・充実を図りつつ、近隣都市や周辺農山漁村との機能分担、交流・連携による効率的な土地利用
  - ・急激な人口減少及び高齢化により地域活力の低下が懸念されるホルト・ニュータウンの再生
  - ・投資促進や規制緩和等による産業の立地促進、既存企業の流出防止
- (地方都市圏)**
- ・コミュニティレベルでの医療・福祉、商業等の日常生活に必要なサービスの充実を図りつつ、近隣都市や周辺農山漁村との機能分担、交流・連携による効率的な土地利用（不足する都市的サービスの相互補完のため地域間ネットワークを強化）
  - ・人と自然が調和した都市景観の形成
  - ・既存の低・未利用地の再利用を優先し、農林業的・自然的土地利用からの転換は抑制

- イ 多自然地域**
- (農山漁村地域)**
- ・6次産業化による農林水産物の高付加価値化や、都市との交流や地域資源を活用したコミュニティ・ビジネス推進など活力ある農山漁村づくり
  - ・老朽化の進む農業水利施設の長寿命化や管理体制の強化
  - ・農地の良好な管理、森林の適切な整備・保全を通じた県土管理
  - ・里地里山など二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を維持管理
  - ・野生鳥獣被害への対応（森林奥地の餌場の確保など）
  - ・災害時における孤立集落発生防止のための道路交通機能の強化、緊急性の高い箇所での土砂災害対策、農地やため池の持つ防災機能を高めることによる災害に強い農山漁村づくり
- (自然維持地域)**
- ・生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図る
  - ・自然体験・学習の場など自然とのふれあいの場として利用
  - ・都市や農山漁村との適切な関係の構築

(2) 利用区分別の基本方向

- ア 農地**
- ・食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
  - ・集落全体での共同活動等による不断の良好な管理を通じて、農業の有する多面的機能を維持・発揮
  - ・農地の集積・集約の推進
- イ 森林**
- ・森林の多面的機能を持続的に発揮させる豊かな森の保全・再生
  - ・山地防災・土砂災害対策のさらなる推進
  - ・森林の所有者の適正管理に加え、県民や企業など多様な主体による森づくり
  - ・県産木材の安定供給や利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、作業道を含めた森林の整備及び保全
- ウ 水面・河川・水路**
- ・地域の安全性向上のための河川等の整備と適切な管理
  - ・治山ダムや砂防えん堤等の整備による土砂災害対策を推進
- エ 道路**
- ・地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多量性・代替性の確保を図るため、暮らしと交流を支える道路網の整備を進め、必要な用地を確保
  - ・「つくる」から「つかう」への視点に立ち、既存ストックを有効活用
- オ 宅地**
- (住宅地)**
- ・災害リスクの高い地域での適切な制限
  - ・土地利用の高度化、低・未利用地の有効利用及び空き家を含む既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制
  - ・急激な人口減少及び高齢化により地域活力の低下が懸念されるホルト・ニュータウンの再生
- (工業用地)**
- ・グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、必要な用地を確保
  - ・企業立地促進のため、市街化調整区域における開発許可制度の弾力的運用
- (その他の宅地)**
- ・まちづくりに関する計画と整合した大規模集客施設の適正な立地誘導と、商店街の再生

- カ その他**
- (公園・緑地)**
- ・施設の計画的・効率的な老朽化対策と合わせ、ニーズの変化に対応したリノベーションの推進
- (レクリエーション用地)**
- ・森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮
  - ・ゴルフ場開発行為は引き続き抑制
- (低・未利用地)**
- ・高速度道路IC近くの低・未利用地は、物流拠点用地等として活用
  - ・優良農地のうち耕作されていない農地は、農地としての有効活用を図る
  - ・中山間地域等の再生困難な耕作放棄地は、地域の状況に応じて自然環境の再生(山林等)を含め農地以外への転換を推進
  - ・太陽光発電施設については、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮して地域社会の理解を得ながら適切に導入
- (沿岸域)**
- ・利用者の安全を確保した親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮

(3) 地域別の基本方向

- 神戸・阪神地域**
- ・震災から得た経験と教訓を十分に踏まえたインフラ整備を始め、既存産業の高度化、新産業の立地を図るなど、質の高い豊かな都市環境を更に充実させながら、自然と共生した安全・安心で快適な都市環境を創造 <大、準、農、自>
  - ・三宮駅周辺地区を兵庫の玄関口にふさわしい街として再生 <大>
  - ・臨海部の埋立地、遊休地(ウォーターフロント)における次世代産業の先導的事業としての基盤整備や医療産業都市構想の推進など、新しい経済交流拠点づくり <大>
  - ・都市近郊に広がる緑豊かな自然環境の適正な保全・活用による、市街地空間と田園・山麓空間との一体性を活かしたまちづくり <大、準、農、自>
  - ・急激な人口減少及び高齢化により地域活力の低下が懸念されるホルト・ニュータウンの再生 <準>
  - ・六甲山の自然環境を極力損なわない形で利活用 <自>
  - ・大規模工場等の跡地の立地条件を活かした土地利用転換の促進 <準>
- 播磨地域**
- (東播磨)**
- ・「水辺・ものづくりのまちで生きる」、「ひょうごのまちづくり」の理念のもと、地域的な資源と都市との交流拠点を活かした地域づくり <準、農、自>
  - ・三木総合防災公園の利活用を図り、人と防災と自然環境の調和した地域を形成 <準、地、自>
  - ・急激な人口減少及び高齢化により地域活力の低下が懸念されるホルト・ニュータウンの再生 <準>
- (西播磨)**
- ・臨海部の市街地における新産業の立地や産業の高付加価値化 <準>
  - ・防災面にも配慮された安全・安心で暮らしやすく快適な生活空間と経済面における地域活力の維持・向上により、人と物と情報が行き交う西播磨交流都市圏づくり <大、準、地、農、自>
  - ・臨海部の市街地における先端技術産業用地等の必要な都市的土地利用 <大>
  - ・播磨科学公園都市については、神戸ポートアイランド地区との高度技術化産業の集積した地域間相互の連携や関連産業の集積を促進するなど、人と自然と科学の調和した地域を形成 <準、地、自>
  - ・瀬戸内海の温暖な気候と森林や海岸等の豊かな自然を活かし、観光やレクリエーション等の多様な交流拠点としての地域整備 <自>

- 但馬地域**
- ・農林水産業の振興を図りつつ、環日本海交流における県の玄関口として、豊かな自然を舞台とした交流基盤や自然と調和した都市的な魅力を有する生活基盤を整備(教育研究施設等) <地、農、自>
  - ・山陰海岸ジオパーク等多彩で豊かな自然資源の保全と活用に努め、「あしたのふるさと但馬〜つばき翔る郷〜」として地域をあげた取組の推進 <地、自>
  - ・地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を図るため、企業立地を促進 <地、農>
  - ・養父市中山間農業改革特区の規制緩和を活用した農地流動化の促進 <農>

- 丹波地域**
- ・緑豊かな自然や伝統文化を守り活かしながら人と自然と文化が調和した地域づくりをめざす「丹波の森構想」を推進 <地、農、自>
  - ・都市住民との様々な交流活動の展開やリーダーの確保、更には定住へつなげることにによる地域活性化を図るため、「たんば移住・環流プロジェクト」を推進 <地、農、自>
  - ・地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を図るため、企業立地を促進 <地、農>

- 淡路地域**
- ・「環境立島あわじ〜人と自然の豊かな関係をきざく“公園島”〜」を目標に、持続可能な社会を実現 <地、農、自>
  - ・ハード・ソフト対策を適切に組み合わせ南海トラフ地震被害の軽減 <地、農>
  - ・地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を図るため、企業立地を促進 <地、農>

II 県土の利用区分ごとの規模の目標

	(単位: ha)		
	平成26年(現況値)	平成37年(目標値)	増減
農地 (優良農地*)	75,420 (62,098)	73,950 (62,500)	-1,470 (402)
森林	560,090	558,190	-1,900
水面・河川・水路	32,250	32,190	-60
道路	34,970	35,380	410
宅地	65,650	66,200	550
住宅地	37,780	37,940	160
工業用地	7,670	8,060	390
その他の宅地	20,200	20,200	0
その他	71,710	74,280	2,570**2
合計	840,090	840,190	100

\*1 農業振興地域整備基本方針に定める農業振興地域の農用地区域内において確保すべき農地  
 \*2 非農用地化された雑草地、空き地、太陽光発電施設用地等

III 必要な措置の概要

- ・21世紀兵庫長期ビジョンを基調とした地域整備の推進
- ・自然的土地利用等から都市的土地利用への転換の抑制 など